

(様式5) 特定非営利活動法人日本視覚障害者柔道連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証拠書類
1	【原則1】 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>【日本視覚障害者柔道連盟 ビジョン2030】という中期基本計画を策定している。</p> <p>【日本視覚障害者柔道連盟 ビジョン2030】を当連盟HPにて公表している。</p> <p>当連盟公開HP URL： https://judobb.or.jp/</p> <p>(3) 中期計画を立案していくにあたっては、当連盟のミッションに即して現状分析を行い、そこから【強化事業】【普及振興事業】【人材採用・育成】【財務の健全性】の4つの事業に区分けし、それぞれの目標達成に必要な施策により構成した。</p> <p>本中期計画策定後は、内容の形後化を防ぐために随時進捗管理を行い、年度ごとに進捗報告を策定し、当連盟のHPにて公表するものとする。</p> <p>計画策定にあたっては、連盟総会および理事会にて審議を行うとともに選手、指導者、審判等からも幅広く意見を募り、日本視覚障害者柔道連盟のビジョンやミッションを念頭において作成している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連盟定款、 ・『日本視覚障害者柔道連盟中期基本計画 ビジョン2030』
2	【原則1】 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>中期基本計画は、「強化事業」「普及振興啓発事業」「人材採用・育成」「財務の健全性」の4つの計画を総合した計画となっている。今後連盟運営基盤を強化するために、幅広い分野から人材登用や若手を中心とした人材育成を計画するものとする。</p> <p>今後の人材採用および育成については、連盟の理事会を中心に各種委員会や事務局等の連盟関係者から多角的な意見を幅広く聞き入れて決定するものとする。</p> <p>当連盟HP： https://judobb.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・『日本視覚障害者柔道連盟中期基本計画 ビジョン2030』
3	【原則1】 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>中期基本計画は、「強化事業」「普及振興啓発事業」「人材採用・育成」「財務の健全性」の4つの計画を総合した計画となっており、このうち「財務の健全性」が本項に関する計画に該当する。例えば、新規協賛スポンサー獲得等に向けた計画を策定し行動に移すことで財務の健全性確保に繋げることとしている。</p> <p>連盟では「財務状況」として過去4年間（2020年度～2023年度）の財務状況（決算書）を連盟ウェブサイトで公表している。</p> <p>また年度始めの予算と決算の比較等を行い、財務の健全性確保にも努めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・『日本視覚障害者柔道連盟中期基本計画 ビジョン2030』 ・2023年度財務諸表、内部監査報告書、外部監査報告書

上部＋マークをクリックすると審査基準や補足などが閲覧できます。それを参照しながら自己説明を記入願います。

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証拠書類
4	<p>【原則2】適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。</p>	<p>(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること</p>	<p>①連盟の一層の発展を図るべく役員構成の多様化を実施している。役員等における女性理事の比率は現在28%（18名中5名）と目標未達となっているが2023年比では倍増している。外部理事比率は50%（18名中9名）と目標割合をクリアしている。 女性理事の割合は中長期的な目標として今後も適格人材を積極的に見出し、登用していく。また理事候補となり得る人材を各種委員会に配置して連盟運営に必要な知見を高める機会を積極的に設け、その登用を後押しする。具体的には2026年の役員改選時に40%を達成する目標とする。外部理事比率は現状目標割合（25%）を上回っているが今後も目標割合を下回らないよう引き続き数値チェックを継続していく。</p>	<p>・定款 ・役員名簿 ・連盟組織（委員会）図と役員担当表</p>
5	<p>【原則2】適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。</p>	<p>(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること</p>	<p>②当連盟は特定非営利活動法人で評議員会を設置していないため、本項目は遵守および自己説明なしの対象外である。</p>	なし
6	<p>【原則2】適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。</p>	<p>(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること</p>	<p>③アスリート委員会は設置しており、また現役アスリートが理事として組織運営に携わっている。 アスリート委員会は連盟主催の「全日本視覚障害者柔道大会」に参加歴のある選手で構成されており、年度内に少なくとも2回、委員長の招集で開催されている。同委員会からの意見・提案は総会や理事会で議論されており組織運営の中でフューードバックされている。</p>	<p>・専門委員会規程 ・過去4年間のアスリート委員会活動報告書 ・連盟組織（委員会）図と役員担当表</p>
7	<p>【原則2】適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。</p>	<p>(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること</p>	<p>現在理事18名で理事会を構成している（連盟発足当初は理事25名、監事2名の役員数27名。連盟定款では理事数は11名から20名と定められている）。</p>	<p>・役員名簿、 ・役員担当概要、 ・定款</p>
8	<p>【原則2】適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。</p>	<p>(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けると</p>	<p>正副種を継続検討する 理事の就任時の年齢制限については、令和7年度の総会で制限年齢を設ける決議を行う予定。</p>	<p>・定款</p>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証拠書類
9	<p>【原則2】適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。</p>	<p>(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること</p>	<p>連盟定款に下記規程を定めている。 第15条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、理事は満80歳を超えてはならず、原則として5期（10年）を超えて再任することは出来ない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・役員名簿 ・役員就任年数人名簿 ・役員担当概要 ・定款
10	<p>【原則2】適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。</p>	<p>(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること</p>	<p>独立した「理事候補者選考委員会」をすでに発足させており、委員については連盟より3名、外部部員者4名の合計7名（女性3名、男性4名）で構成されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度理事名簿役割分担表
11	<p>【原則3】組織運営等に必要の規程を整備すべきである。</p>	<p>(1) NF及びその役員員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること</p>	<p>連盟の選手、役員員のほか連盟関係者に向けた「倫理およびコンプライアンスに関する基本方針」および「倫理・懲戒規定」の規程等を整備している。 倫理・懲戒規程第2条に「違反行為」として関係法令および当連盟の定款、関係規定等を遵守し、社会的規範に反することのないように行動する旨を記載し、同第3条で違反した際の処分等について定めている。 令和5年度からはコンプライアンス委員会を設置する等、今後も組織運営等に必要の規程の見直しは適宜行っていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定款、 ・専門委員会規程、 ・事務局規程、 ・倫理・懲戒規程
12	<p>【原則3】組織運営等に必要の規程を整備すべきである。</p>	<p>(2) その他他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか</p>	<p>定款はじめ、法人の運営に関して必要となる専門委員会規程、経理規程、事務局事務分掌表等を整備している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定款、 ・専門委員会規程、 ・事務局規程、 ・経理規程、

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証拠書類
13	<p>【原則3】 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。</p> <p>②法人の業務に関する規程を整備しているか</p>	<p>(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること</p> <p>②法人の業務に関する規程を整備しているか</p>	<p>定款その他、経理規程、文書管理規程、事務局事務分掌表、強化スタッフ規程等の各種規程を整備している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理・懲戒規程、 ・経理規程、 ・事務局規程、 ・事務局事務分掌表、 ・文書管理規程、 ・強化スタッフ規程
14	<p>【原則3】 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。</p> <p>③法人の従業員の報酬等に関する規程を整備しているか</p>	<p>(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること</p> <p>③法人の従業員の報酬等に関する規程を整備しているか</p>	<p>定款第3章第18条において役員報酬に関する規程を設けている。職員についても定款第9章において規定しているほか、その対応については就業規則の中で定めている。その採用は嘱託およびパート契約であり管轄省庁の基準に則って対応している。また従業員の旅費についても旅費規程を定めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定款、 ・就業規則 ・旅費規程
15	<p>【原則3】 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。</p> <p>④法人の財産に関する規程を整備しているか</p>	<p>(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること</p> <p>④法人の財産に関する規程を整備しているか</p>	<p>定款第5章において当連盟の資産について、第6章において会計について定めているほか、経理規程第4章においても固定資産について取扱い規程を整備している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定款、 ・経理規程
16	<p>【原則3】 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。</p> <p>⑤財政的基礎を築くための規程を整備しているか</p>	<p>(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること</p> <p>⑤財政的基礎を築くための規程を整備しているか</p>	<p>当連盟は従前より正会員および選手登録に関しては無料としてきた。今後の財政的基礎を築くための構築を考えるなかで財政的基礎を整える規程も令和8年度末までに整備するものとする。</p>	なし
17	<p>【原則3】 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。</p>	<p>(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること</p>	<p>「連盟強化指定選手選考規程」第1条ならびに第2条において、選手選考基準を明確、公平かつ合理的な選考を行っている。国際大会代表選手の選考にあたっては、「代表選手（国際大会派遣選手）選考規程」を整備し、第3者が入った選考委員会を經由することで公平かつ合理的な決定を行っている。また、選考結果に不服がある場合の手続きについても「選手強化に関する規程」に明記をして、選手の権利保護を図っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・選手強化に関する規程、 ・連盟強化指定選手選考規程、 ・東京2020パリンピック日本代表候補選手選考についての指針 ・代表選手（国際大会派遣選手）選考規程
18	<p>【原則3】 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。</p>	<p>(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること</p>	<p>全日本柔道連盟とJIF(国際柔道連盟)の規定に基づき、最高グレードであるS級ライセンス視覚の審判者に対してIBSA（国際視覚障害者スポーツ連盟）にて研修を受け、認定された審判を選考している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国内大会競技規則 ・審判員選考に関する規則

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証拠書類	備考
19	【原則3】組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	当連盟は法務に関する顧問弁護士と契約を行っており、事案が発生した際、担当理事が速やかに各委員会を立ち上げ、状況把握に努めるとともに、顧問弁護士や顧問理事士の指示の元、問題解決に努める体制を確保している。 また、役職員は、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有している。	・顧問理事事務所との契約書 ・顧問弁護士（法律顧問）書	
20	【原則4】コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置しており、年に4回程度開催している。同委員会では、社会的信頼の獲得のために、当連盟のガバナンスコードの遵守と実践を組織的、継続的に行っている。 また同委員会委員長と委員に女性委員2名を配置している。	・コンプライアンス委員会規程	
21	【原則4】コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	連盟コンプライアンス委員会では、委員長に弁護士を配置しているほか、学識者も配置して構成している。	・コンプライアンス委員会規程	
22	【原則5】コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	NF役職員向けのコンプライアンス教育としては、理事会において「スポート競技団体におけるガバナンスの重要性」というテーマで専門弁護士を講師に迎え研修会を開催することで役職員のコンプライアンス教育を実施している。令和6年度においても同様の研修会を開催予定としている。また職員に向けては日本バラスポーツ協会からの教育プログラムに年1回以上参加することとし、職員の意識向上に努めている。	・所内教育研修資料	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証拠書類
23	【原則5】オンラインアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのオンラインアンス教育を実施すること	連盟強化合宿の中で「不正行為（ドープ検査や八百長）について」等の研修の時間を設け、指導者や選手に教育を実施している。 また日本バラスポーツ協会からの教育プログラム（Eラーニングや湘撃プログラム）には年1回以上参加することとし選手、スタッフの意識向上に努めている。	令和4年度第2回強化合宿案内文 および報告書
24	【原則5】オンラインアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのオンラインアンス教育を実施すること	当連盟主催大会の審判員は全日本柔道連盟公認の最上位のS級およびA級審判ライセンス保持者に限られている。これらのS級及びA級審判員は全日本柔道連盟で行われているeラーニングによるオンラインアンス講習等を毎年受講することが義務付けられている。	・全柔連：公認S・Aライセンス保持者の審判員のWEB講習会について
25	【原則6】法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	経理会計については、顧問契約を締結している税理士事務所があり会計税務に関する監査契約を締結し定期的な決算監査を受けるほか、経常的な相談可能な体制を構築している。 また法律問題については常に相談が可能な体制を構築するために下記法律事務所と顧問契約を令和6年5月に契約済。 TMI総合法律事務所 弁護士 小塩 康祐 〒106-6123 東京都港区六本木6-10-1六本木ヒルズ森タワー23階	・顧問税理士事務所との契約書、 ・監査報告書 ・顧問弁護士（法律顧問）契約書
26	【原則6】法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	財務・経理の処理を適切に行うために必要な「経理規程」を整備しているほか、事務局事務分掌表を定めている。 また毎年監査契約を締結している下記顧問税理士の助言を受け、公正な会計原則を遵守している。 中央税務会計事務所 中島由雅 〒338-0012 埼玉県さいたま市中央区大戸6-30-1	・定款、 ・経理規程、 ・倫理・懲戒規程、 ・監事の内部監査報告書、 ・顧問税理士の監査報告書

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証拠書類
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に因し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国庫補助金等の利用に際しては、法令、要綱およびガイドラインを遵守し、監査も受けているが特段の指摘等を受けていない。 倫理規程規程第2条第6項において補助金等の処理に関する不正を禁じており、会計基準に基づき適切な経理処理を役員に求めている。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度競技力向上事業補助金交付要綱、 JPC事務の手引き（事業の経理処理）、 日本スポーツ振興センター競技強化支援事業助成金実施要綱、 経理規程、 倫理規程規程
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	法令で定められている法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、貸借対照表、財産目録、監査報告書、役員名簿等）を事務所に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。 また定款、決算書類、事業計画書をはじめ、各種規程等を当連盟のHP上で開示している。 連盟HP公開ページ： https://judo.or.jp/federation/#document	<ul style="list-style-type: none"> 定款、 事業報告書、収支予算書、収支決算書等を当連盟HPの公開資料ページ
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手強化規程、連盟強化指定選手選考規程、国際大会代表候補選手選考規程等を連盟HP上で開示している。本項に開示する規程等は下記連盟HPの業務に関する規程 1にて開示している。 連盟HP公開ページ： https://judo.or.jp/federation/#document	<ul style="list-style-type: none"> 選手強化規程、 連盟強化指定選手選考規程
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報を開示すること	ガバナンスコード遵守状況に関する情報は連盟HPに開示している。 連盟HP公開ページ： https://judo.or.jp/federation/#document	連盟HP（該当ページ）

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証拠書類	その他審査基準や備考 記載が困難な場合は
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	倫理懲戒規程、利益相反規程に基づき、役員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや約款・強要をしてはならない」と定めてい る。 また定款においては、監事の職務として連盟内での利益相反に類する行為を監事職務の一つと定 めている。	<ul style="list-style-type: none"> 定款 倫理懲戒規程 利益相反取引管理規定 	
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反規程を策定し、利益相反を適切に管理している。	<ul style="list-style-type: none"> 利益相反取引管理規定 	
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	通報制度は現在連盟独自の窓口は設けておらず、倫理・懲戒規程第4条において、全日本柔道連盟の窓口を共有するとしている。	<ul style="list-style-type: none"> 倫理懲戒規程 コンプライアンス委員会規程 通報相談窓口規程 	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証拠書類
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	通報制度は現在連盟独自の窓口は設けておらず、倫理・懲戒規程第4条において、全日本柔道連盟の窓口を共有するとしている。	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理懲戒規程 ・コンプライアンス委員会規程 ・通報相談窓口規程
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	<p>禁止（違反）行為および処分対象者は、倫理・懲戒規程第2条および第3条でそれぞれ定められている。また処分内容及び処分に至るまでの手続きは、倫理・懲戒規程第3条および第5条、第6条ならびに第7条でそれぞれ定めている。</p> <p>倫理懲戒規程は当連盟HP上で公開し周知している。</p> <p>連盟HP公開ページ：https://judoib.or.jp/federation/#document</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理懲戒規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<p>倫理懲戒規程に沿い、処分の決定は会長が設置を認めた懲戒委員会での決議に基づいて行うことを原則としているが、連盟顧問弁護士が委員会メンバーとして議論に加わること、およびコンプライアンス委員会委員長も弁護士であることから、処分の審査、および処分案についてより中立性と専門性に配慮している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理懲戒規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証拠書類
37	<p>[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。</p>	<p>(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応答条項を定めること</p>	<p>日本スポーツ仲裁機構に関わる案件については、倫理懲戒規程第8条に自動応答条項を定めている。 自動応答条項の対象事項には、懲罰等の不利な処分に対する不服申立に限らず、代表選手の選考を含むNFのあらゆる決定を広く対象に含んでいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理懲戒規程 ・選手強化に関する規程
38	<p>[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。</p>	<p>(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること</p>	<p>倫理懲戒規程第8条において、処分通知に不服がある場合はスポーツ仲裁によって解決されると定められている。スポーツ仲裁を利用できる者に対する処分決定通知においては、倫理・懲戒規程を添付した上、スポーツ仲裁の利用が可能であることを通知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理懲戒規程 ・選手強化に関する規程
39	<p>[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。</p>	<p>(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること</p>	<p>危機管理マニュアルを策定し、連盟HPで公表している。 連盟HP公開ページ： https://judob.or.jp/federation/#document</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理マニュアル

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証拠書類
40	<p>[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。</p>	<p>(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施</p>	<p>当連盟では、過去4年間に於いて、該当する不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。</p>	なし
41	<p>[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。</p>	<p>(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施</p>	<p>当連盟では、過去4年間に於いて、該当する不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。</p>	なし
42	<p>[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。</p>	<p>(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと</p>	<p>地方に関連団体等の組織は有しておらず、この項目は該当しない。</p>	なし

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証拠書類
43	<p>【原則13】 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。</p>	<p>(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと</p>	<p>地方に関連団体等の組織は有しておらず、この項目は該当しない。</p>	<p>なし</p>